

## 規則

埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

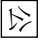
### 埼玉県規則第六十一号


埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則

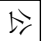
埼玉県税条例施行規則（昭和二十五年埼玉県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二条の六中「第一百五十八条の二第一項」の下に「（同項第一号の地方税に係る基準に限る。）」を加える。

第四十四条の表〔二十七号〕中「第五十三条第六十項」を「第五十三条第六十二項」に改め、同表〔二十七の二号〕中「第五十三条第六十一項」を「第五十三条第六十三項」に改め、同表〔二十八の七号〕中「第五十三条第六十八項」を「第五十三条第七十項」に改め、同表〔二十八の七号〕中「第五十三条第七十四項」を「第五十三条第七十六項」に改め、同表〔二十八の八号〕中「第五十三条第七十項」を「第五十三条第七十二項」に改め、同表〔二十八の九号〕中「第五十三条第七十三項」を「第五十三条第七十五項」に改める。

別記様式第十四号（一の二）中「」を削る。

別記様式第十四号（二の二）中「」を削る。

別記様式第十四号（三の二）中「」を削る。

別記様式第二十七号中「第53条第59項」を「第53条第61項」に改める。

「  
第59項による届出  
第60項による届出  
第61項による届出  
第62項による通知」  
を  
「第61項による届出  
第62項による通知」  
に  
改める。

別記様式第二十八号の七中「第53条第67項前段」を「第53条第69項前段」に、「第53条第74項」を「第53条第76項」に改める。

別記様式第二十八号の九中「第53条第72項」を「第53条第74項」に改める。

## 附 則

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、別記様式第十四号（一の二）、別記様式第十四号（二の二）及び別記様式第十四号（三の二）の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正前の埼玉県税条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。